

## 平成 28 年度労働政策の重点事項（案）

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢については、平成 27 年 6 月の有効求人倍率は 1.19 倍と 23 年ぶりの高水準、完全失業率は 3.4%と低水準で推移しており、一部に厳しさがみられるものの、着実に改善が進んでいる。一方で、人口の年齢構成が大きく変化する中で、出生数は減少傾向にあり、少子高齢化・人口減少は一層進行することが見込まれている。

人口減少の下でも、我が国の安定的な成長を実現していくためには、働き手の確保が必要であり、個々人がその持てる能力を最大限に発揮できる「全員参加の社会」の実現を加速させるとともに、働く人の労働条件の改善につなげ、また、それを可能とするよう人材育成、人材投資、適職での活躍等、労働生産性の向上に資する施策を展開することが必要である。なお、女性、高齢者、若者などを含む全ての人々への良質な雇用機会の創出等を通じた経済成長の実現は世界的な潮流となっており、ILO や G20 などの場でも議論されている。

また、適正な労働条件や安全衛生の確保のための監督指導をはじめとして、現下の雇用情勢に応じ、必要な対策を行うほか、震災復興のための対策等も引き続き実施することが求められている。

本年 6 月には「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、「『日本再興戦略』改訂 2015」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」が策定され、労働分野では、長期的な視点に立った総合的な少子化対策を進めつつ、「未来投資による生産性革命」を念頭に、労働生産性の向上により経済成長を持続的なものとする必要があるという観点から、女性の活躍推進、働き方改革の実行・実現、人材力の強化等の施策が盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、平成 28 年度は具体策として、以下の重点事項に取り組む。

1. 「全員参加の社会」の実現加速
2. 労働生産性の向上
3. 地方創生に向けた取組の推進
4. 外国人材の活躍促進・国際協力
5. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり
6. 重層的なセーフティネットの構築
7. 震災復興のための労働対策

# 1 「全員参加の社会」の実現加速

## (1) 就業促進のための取組

### ①女性の活躍推進

- ・育児・介護休業の取得促進をはじめとする育児・介護との両立の一層の推進
  - 育児・介護休業法については、昨年11月から「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」を開催し、8月7日に見直しに係る報告書を取りまとめ、公表した。今後は、労働政策審議会における議論を経て、所要の措置を講じ、平成28年の通常国会に改正法案の提出を目指す。
  - 男性の育児休業等の取得促進、女性の継続就業支援、介護離職への対応のため、助成金等を新設・拡充することにより仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業主等を支援する。
- ・マタニティハラスメント対策の強化
  - 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、全国マタハラ撲滅キャラバン（仮称）事業の実施等や集団指導、説明会等により着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。
  - いわゆる「マタニティハラスメント」の防止に向けては、平成28年の通常国会における法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。
  - 「マタニティハラスメント」対策の強化にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。
- ・「女性活躍推進法（案）」の円滑な施行
  - 民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等を求める「女性活躍推進法（案）」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知を徹底し、円滑な施行を図る。
- ・女性の活躍推進のための積極的取組の推進
  - 「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースについて、「女性活躍推進法（案）」により情報開示が義務化される大企業に対する開示情報の悉皆調査を実施し、同データベースへの転載を進める等、ユーザビリティの向上を図る。
  - 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金制度により、引き続き民間事業主における取組を促進する。また、「女性活躍推進法（案）」で努力義務となっている300人以下の中小企業に対する行動計画の策定支援を強化する。
  - マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充を行い、子育て中の女性等に対する再就職支援を推進する。また、訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、ひとり親や、出産・育児等によるブランクがある女性に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん機能を強化する。
  - 育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援制度における育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児支援サービスの新設等を行う。
  - 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、働き方改革の推進等に向け、より効果的に企業等へ働きかけを図るなど総合的な取組を進めるため、都道府県労働局の体制を整備・強化する。

### ②ひとり親に対する就業対策の強化

- ・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て・生活・就業・経済面の支援などについて、本年夏を目途に充実策の方向性を取りまとめ、年末を目途に財源確保を含めた政策パッケージを策定する。

- ・「ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン」として、自治体とハローワークの連携による取組を強化するとともに、マザーズハローワークへのひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター等の配置や、ひとり親支援を行う NPO 法人との連携による取組を強化する。また、ひとり親家庭の親を雇用する場合の助成金の活用・拡充を行う。

### ③生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

- ・企業における高年齢者の雇用の促進

- 65 歳以上の高年齢者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主に対する支援を行うとともに、高年齢者の職域の拡大、作業環境の改善、雇用管理制度の構築等を行う事業主に対する支援について 65 歳以上の雇用者数に着目した拡充を図る。

- ・高年齢者の再就職の促進

- ハローワークに 65 歳以上の求職者支援に重点的に取り組む「生涯現役支援窓口（仮称）」を設置し、高年齢求職者に対するチーム支援や 65 歳以上求職者のための個別求人開拓等に取り組む。

- ・地域における多様な雇用・就業機会の確保及びシルバー人材センターの機能強化

- 地方自治体を中心とした地域のネットワークを構築するための協議体の法定化等を検討する。また、地域の多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う生涯現役促進地域連携事業（仮称）を創設する。
- 派遣等により就労する場合で、民業圧迫の恐れがない、地域の高齢化率が高い等の一定の要件を満たす場合等に、シルバー人材センターの「臨時・短期・軽易」の要件を緩和する。また、シルバー人材センターが高齢者に多様な就業機会を提供できるよう、職域拡大を目指した地域における就業機会を創造する事業を創設する。

### ④若者の活躍促進

- ・「若者雇用促進法（案）」の円滑な施行

- 「若者雇用促進法（案）」が成立した場合には、法律やそれに基づく基本方針、事業主等指針の周知等を行うとともに、企業による職場情報の積極的な提供を促すなど、必要な取組を行う。
- 若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトにおいて、新卒者等を募集する企業が自ら職場情報を登録できる機能を追加し、企業が積極的に職場情報を提供できる環境を整える。

- ・新卒者等の正社員就職の実現

- 新卒者等の就職について、就職・採用活動開始時期の変更等の状況も踏まえながら、引き続き新卒応援ハローワーク等における就職支援を推進するとともに、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為を行わないよう留意する必要があることを、ハローワーク等を通じて企業に対して周知・啓発を行う。
- 既卒 3 年以内の者等を対象とした助成金制度の創設により、既卒 3 年以内の者等の採用・定着の促進を図る。
- 高校生就職ガイダンスの中に、労働関係法令に係る基礎知識に関する講義を追加するとともに、インターネット上で労働関係法令に関する基礎知識を学べる教材の開発を行う。

- ・フリーター・ニート等の安定雇用への支援

- わかものハローワークに訓練担当の就職支援ナビゲーターを配置して、長期的にフリーターとなっている者等に対するキャリアコンサルティングを通じた職業訓練への誘導・あっせん

機能を強化する。また、夜間・休日でも相談を行うため、電話・メールによる相談を民間委託により実施し、わかものハローワーク等への誘導や、個別支援体制の強化を図る。

- ニート等の若者が、充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体と協働し、特性に応じた相談機会の提供等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。

・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

- 夜間・休日に労働基準法などに関して電話相談を受け付ける、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」の運営等により、相談体制の充実を図る。また、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」や就職前の学生等を対象とした労働条件セミナーの充実等を図り、地方公共団体とも連携し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努める。

- 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導に取り組む。また、監督指導体制の充実を図るとともに、年度を通して、過重労働や賃金不払残業など労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対しては、労働基準監督署による監督指導等を実施し、違反が認められた場合には、是正を指導する。

## ⑤障害者の活躍促進

・障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の円滑な施行のための取組

- 平成 28 年 4 月に施行される雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務について、関係者への周知・徹底を図るとともに、事業主等への相談支援を行う。

・地域就労支援力の強化等による障害者及び企業への職場定着支援の拡充

- 雇用障害者数の急速な伸展と職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増に対応するため、障害者就業・生活支援センターの実施体制を拡充する。

- 障害者の職場適応・定着等に取り組む事業主に対して助成金による支援を行う。

・多様な障害特性に応じた就労促進の推進

- ハローワークが中心となり、地域の関係支援機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」について充実・強化を図る。また、職場実習・見学会や就労支援セミナーを実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。あわせて、ICTを活用した障害者の在宅雇用など多様な働き方の推進と、農業分野を含めた障害者雇用の職域拡大を図る。

- 精神科医療機関とハローワークの連携による、精神障害者の就労支援モデル事業を実施する。

- 発達障害者については、就職支援ナビゲーターの増員や、小集団方式により経験交流やグループワーク等を実施する就労支援事業の創設により、就労支援を充実・強化する。

- 難病患者に対する難病患者就職サポーター等による就労支援を推進する。

## ⑥がん等の疾病による長期療養が必要な労働者や生活困窮者に対する就労支援の強化等

・ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援事業を全国展開する。

・生活保護受給者等の就労促進に向けて、地方自治体へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、当該窓口配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員し、両機関が一体となった就労支援を充実・強化することで、支援対象者の就労による自立を促進する。

・ハローワークと刑務所・保護観察所等が連携して実施する「刑務所出所者等就労支援事業」について、就職支援ナビゲーターを増員する等、その強化を図る。

## (2) 公正、適正で納得して働くことができる環境整備

### ①非正規雇用労働者の正社員転換・雇用管理改善の強化等

- ・「正社員転換・待遇改善実現プラン（仮称）」に基づき、非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進や助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する方の正社員化、非正規雇用で働く方の待遇改善等を進める。
- ・ハローワークにおいて、求職者ニーズを踏まえ質の高い正社員求人の積極的な確保に努めるとともに、求人記載内容の充実を図り、充足に向けたサービス強化に取り組む。また、求職者に対する正社員求人への応募の働きかけや担当者制によるきめ細かな支援を通じて、正社員就職の拡大を図る。
- ・「労働者派遣法改正法（案）」が成立した場合には、その内容について周知広報を行う。また、平成27年10月1日施行予定の労働契約申込みみなし制度についても周知広報を行う。
- ・雇用安定措置やキャリアアップ措置の着実な実施のため、指導監督体制を強化するとともに、特定労働者派遣事業の見直し等に伴う円滑な移行支援及び許可審査体制の整備を引き続き行う。
- ・非正規雇用労働者のキャリアアップの促進のため、多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。
- ・パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知・指導等により改正法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、教育訓練、正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主を支援する。
- ・正社員とパートタイム労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う。

## ②ワーク・ライフ・バランスの実現

- ・「女性活躍推進法（案）」の円滑な施行【一部再掲】
  - 労働時間等の状況把握・課題分析や、その結果を勘案した行動計画の策定、労働時間等の情報開示を求める「女性活躍推進法（案）」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速化させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、中小企業に対する行動計画の策定支援の強化、助成金制度による取組促進を図る。
- ・「労働基準法等改正法（案）」の円滑な施行
  - 「労働基準法等改正法（案）」が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図る。また、法改正に先立ち、国土交通省や経済産業省、トラック事業者や荷主の団体などが参画する協議会を中央及び各都道府県で立ち上げ、取引環境・労働時間の改善に取り組む。
- ・働き方・休み方の見直しに向けた取組の促進
  - 企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価し、改善できるよう、「働き方・休み方改善指標」を活用したポータルサイトの拡充、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援する助成金の拡充等を図る。
  - 労働時間や労働契約等に関するルールについて、中小企業や労働者を中心に、セミナー等を開催し、労働者・事業主等に対する労働関係法令の徹底、情報提供等を実施する。
  - 女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、働き方改革の推進等に向け、より効果的に企業等へ働きかけを図るなど総合的な取組を進めるため、都道府県労働局の体制を整備・強化する。【再掲】
- ・テレワーク・在宅就業の推進
  - 良質なテレワークの普及に向け、テレワークモデル実証事業の成果を踏まえた周知、サテライトオフィスを活用したテレワークの普及に向けた支援、導入経費等に対する助成金の拡充

等を実施する。

-在宅就業の普及を図るとともに、雇用と在宅就業との間の円滑な移行を実現するため、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催や、コンサルティング等を通じた企業への在宅就業の活用推奨等を実施するとともに、適正な就業条件で安心して在宅就業に従事できるよう「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行う。

- ・多様で安心できる働き方の導入促進（「二極化」した働き方から多様な働き方へのシフト）
  - ワーク・ライフ・バランスの実現や、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、職務や勤務地等を限定した多様な働き方の導入促進を図る。また、有期労働契約から無期労働契約への円滑な転換について支援を行う。
  - 多様な正社員に係る好事例の収集、周知、啓発を行うとともに、企業向けセミナーの実施などにより、多様な正社員の導入の促進を一層図っていく。【一部再掲】
  - 短時間正社員制度の導入・定着支援のため、マニュアルの活用、セミナーの開催等により、導入手順や運用方法等の情報提供を行う。また、人材確保・定着が喫緊の課題となっている保育・介護・医療業界を対象とした導入支援セミナーの開催、導入支援コンサルティングの実施、モデル事例の作成を行う。
- ・過重労働の解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進
  - 時間外労働及び休日労働協定の適正化に係る指導や、過重労働による健康障害防止のための重点的な監督指導、過重労働解消に向けた労使の取組の促進、過重労働解消のためのセミナー等を行う。
  - 過労死等防止対策推進法及び過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月24日閣議決定）の内容も踏まえ、長時間労働削減推進本部の決定に基づき、過重労働の解消に向けた取組を強化する。
  - 過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

### ③求人内容の適正化に向けた取組

- ・ハローワークにおける求人について、求人記載内容の正確性・明確性を確保するための取組を推進する。

### ④持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

- ・すべての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための取組を支援する。

## 2 労働生産性の向上

### (1) 人材育成を通じた労働生産性の向上

#### ①職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援

- ・労働者の職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを行う「セルフ・キャリアドック」（仮称）を推進するため、導入マニュアルの作成や、導入・実施する事業主に対する支援を新たに行う。
- ・業界等の人材育成の課題を踏まえた実践的な職業訓練の実施が可能となるよう、雇成型訓練を行う事業主等への支援を拡充する。また、中高年のキャリア形成を支援するため、中高年向けの雇成型訓練を行う事業主への支援や、職業訓練コースの開発・検証を行う事業を新たに実施する。
- ・専門実践教育訓練給付について、より多様な層が受講可能となるよう、「職業実践力育成プログ

ラム」等の新たなメニューに関し、教育訓練給付制度における位置付けについて、メニューの特性や関係者の意見も踏まえ検討する。

- ・労働者の自発的な職業能力開発の機会を確保するため、教育訓練休暇制度等（教育訓練短時間勤務制度を含む）の導入を行う事業主への支援を拡充する。
- ・「セルフ・キャリアドック」を含むキャリアコンサルティングの実施や検定・能力評価制度の構築等、キャリア形成における優れた取組を行う企業に対する表彰制度を拡充する。
- ・民間教育訓練機関の質の向上を図るため、職業訓練サービスガイドライン研修を引き続き実施するとともに、ガイドラインに基づく質保証の取組を行う民間教育訓練機関を支援する事業を新たに行う。

## ②産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等

- ・対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進や、企業の採用・処遇への反映促進を図るため、業界団体に対する技術的支援及び助成措置を行う。
- ・社内検定の社会的な認識を高めるとともに、認定社内検定の普及拡大を図るため、社内検定に取り組む企業の開拓から構築支援まで一貫した支援措置を新たに行う。
- ・技能検定制度について、産業界の人材ニーズに応じた職種等の設定・見直しや、3級の新設をはじめとする若年者が受検しやすい環境整備等に取り組む。また、技能五輪国際大会について、競技力向上に向けた国際大会選手の訓練サポートの充実等を図る。

## (2) 適職を得ることを通じた労働生産性の向上

### ①ハローワーク等におけるマッチング機能の強化

- ・雇用仲介事業等の今後の在り方について、学識経験者からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、労働政策審議会において議論を行う。
- ・ハローワークの求人情報提供ネットワークから、オンラインで、民間職業紹介事業者や地方自治体等に求人情報を提供するとともに、ハローワークの保有する求職情報について、民間職業紹介事業者や地方自治体等への提供を行う。
- ・職員の専門性・資質向上により、ハローワークにおけるマッチング機能の向上を図る。
- ・「雇用対策協定」の締結を推進するとともに、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する。

### ②希望するキャリアの実現支援

- ・労働者の自発的・主体的なキャリア選択を可能にするための環境整備を進めるため、中高年人材を受け入れて年齢にかかわらず活用する企業に対して助成を行う。
- ・「試行在籍出向」の導入に向けたノウハウの蓄積、課題の抽出を図るため、産業雇用安定センターにおいて「試行在籍出向」プログラムをモデル的に実施する。また、民間職業紹介事業者が出向のあっせんをできることについて、明確化し、周知する。

### ③早期の紛争解決に向けた体制整備等

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、予見可能性の高い紛争解決システム等のあり方についての具体化に向けた議論の場を立ち上げ、検討を進める。
- ・都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備や、都道府県労働委員会の機能の活用促進等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。
- ・会社分割・事業譲渡等の組織の変動に伴う労働関係のあり方について、課題の整理を行った上で、必要な対応策を講ずる。

### ④人材不足分野等における人材確保対策等の総合的な推進

- ・介護、看護、保育の各分野について、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を整備し、福祉人材の確保に向けた取組や、建設労働者が不足している地域の主要なハローワーク

における「建設人材確保プロジェクト」の実施等により、人材確保対策を推進する。

- ・雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する助成金の対象事業主の拡大及び建設労働者の雇用改善等に取り組む中小建設事業主等を支援する助成金の助成対象メニューの拡充等を行うとともに、介護、建設、運輸分野等の人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業の実施により「魅力ある職場づくり」を推進する。
- ・建設技能労働者の不足解消に資するため、離転職者や新卒者等に対し、座学や実習等による訓練機会の付与から就職まで一貫して支援を行う事業について対象職種を含めた拡充を行う。

### **3 地方創生に向けた取組の推進**

#### **(1) 地域における良質な雇用の創出・人材育成等**

- ・ハローワークの全国ネットワークを活用した若者等のUIJターン支援を行う。
- ・雇用情勢が厳しい地域や人口減少地域において、地方自治体と連携して、地域特性を活かした雇用創出や人材育成に取り組む。
- ・地方創生に向けた地方自治体による雇用創出、地域への人材還流や地元人材の育成・定着等に対し、労働局が支援を行う。
- ・地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等を支援する「地域創生人材育成事業」の拡充を行う。
- ・産学官による地域コンソーシアムを構築し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業の全国展開を図る。

#### **(2) 地域における女性の活躍・働き方改革の推進**

- ・女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、働き方改革の推進等に向け、都道府県労働局における「働き方改革推進本部」による働き方・休み方の見直しに向けた労使団体及び企業トップへの働きかけの実施や、地域における年次有給休暇の取得促進等を図るなど、より効果的に企業等へ働きかけを図るとともに、これらの推進を総合的に進めるため、都道府県労働局の体制を整備・強化する。【一部再掲】

### **4 外国人材の活用促進・国際協力**

#### **(1) 留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化**

- ・留学生コーナーの設置箇所を拡充し、外国人雇用サービスセンター等と連携した支援体制を構築するとともに、留学生の国内企業への就職拡大に向けて、関係省庁・機関が連携する「外国人材活躍推進プログラム」の地域展開や、地域のニーズを踏まえた企業に対する総合的な支援を実施する。

#### **(2) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進**

- ・「技能実習法（案）」が成立した場合には、法律の確実な施行を図る。
- ・労働基準監督機関の体制強化を図り、技能実習生を使用する事業場に対する重点的な監督指導を行うとともに、外国人労働者労働条件相談員の活用等により、労働条件の確保を行う。特に、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対しては、関係機関等と連携を図り合同監督・監査を実施し、法違反が認められた場合は、積極的に司法処分に付する。また、外国人労働者の安全衛生対策の推進を図る。

#### **(3) 現地ビジネス環境整備を通じた日系企業支援の推進**

- ・日系企業を支援するため、アジア地域等の社会保険制度、労働基準の整備が図られるよう、国際労働機関（ILO）に重点的な拠出を行う。



## **5 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり**

### **(1) 第12次労働災害防止計画の着実な推進**

- ・第12次労働災害防止計画（平成29年度まで）において重点業種として掲げている第三次産業、陸上貨物運送事業、製造業等について、各業種の特性に応じ、労働災害の防止を図るとともに、安全衛生優良企業公表制度の普及促進を図る。また、社会保障を支える介護労働者の安全衛生対策を推進する。
- ・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関係工事等に係る安全対策をはじめとして、建設業における安全対策の充実を図る。

### **(2) 職場における健康確保対策の推進**

- ・ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底、ストレスチェック等を実施する小規模事業場に対する支援の拡充等を図る。
- ・事業場における産業保健活動の支援や産業保健スタッフの人材育成等の充実、強化を図る。また、がん等の疾患を有する労働者の治療と職業生活の両立支援を推進する。

### **(3) 化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等**

- ・平成28年6月に施行される化学物質のリスクアセスメントの義務化について、小規模事業場等へのきめ細やかな指導・援助等による円滑な施行を図るとともに、最新の知見を踏まえた規制内容の検討を行う。

### **(4) 労働者の石綿ばく露防止対策の徹底**

- ・建築物の解体等作業における労働者の石綿ばく露防止の徹底を図るため、石綿障害予防規則等の周知・指導を行うとともに、石綿含有製品の製造、輸入等の禁止の徹底を図る。また、大阪泉南アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえ、工場労働者型訴訟の和解手続の推進を図る。

### **(5) パワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備**

- ・パワーハラスメント対策の周知・広報を引き続き拡充するとともに、パワーハラスメント対策導入マニュアルの普及徹底、マニュアルの活用を中心とした労使・企業における取組の定着化に向けた効果的な支援の充実を図る。また、取組の実施状況等を改めて把握するため、パワーハラスメントに係る実態調査を実施する。
- ・パワーハラスメントに係る個別労働関係紛争に関する情報提供、相談等の充実に資するための対応要領を作成する。
- ・パワーハラスメント対策の充実にあわせ、ハラスメント対策の総合的な取組の推進を図る。【再掲】

### **(6) 労働保険未手続事業一掃対策の推進と労働保険料の収納率の向上**

- ・労働保険制度の健全な運営や費用負担の公平、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険料の収納率の向上を図る。

## **6 重層的なセーフティネットの構築**

### **(1) 雇用保険制度・求職者支援制度によるセーフティネットの確保**

- ・国庫負担金の本則（雇用保険制度1/4、求職者支援制度1/2）復帰の国庫負担については、雇用保険法附則の規定に基づき検討する。

### **(2) 中小企業退職金共済制度の充実**

- ・「確定拠出年金法等改正法（案）」が成立した場合には、企業年金制度の見直しに伴い、退職

金の積立を継続しやすくする措置を講じることになるため、中小零細企業の事業主に周知・広報することにより、中小企業退職金共済制度への加入促進を一層推進する。

### **(3) ひとり親に対する就業対策の強化【再掲】**

#### **7 震災復興のための労働対策**

##### **(1) 東電福島第一原発緊急作業従事者や除染作業を行う労働者等の安全衛生対策**

###### **① 中長期ロードマップの改定を踏まえた東電福島第一原発緊急作業従事者の安全衛生対策の強化**

- ・ 中長期ロードマップの改定を踏まえ策定予定のガイドラインに基づき、東電福島第一原発発電所の作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。

###### **② 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究の実施、施設内緊急医療体制強化への支援**

- ・ 放射線被ばくによる健康影響を明らかにするために、緊急作業従事者を対象にした疫学的研究を実施する。
- ・ 原子力施設内の緊急医療体制を強化するため、事業者への支援を強化する。

###### **③ 除染作業や震災復旧・復興作業等を行う労働者の適切な放射線管理の実施支援**

- ・ 除染作業、震災復旧・復興作業や廃棄物等処理業務等の放射線管理実施に係る各種支援や指導を実施する。

##### **(2) 震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保**

- ・ 震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保を図るために安全衛生教育の支援や監督指導等を実施する。